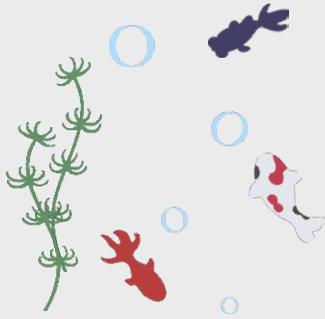


# 公益認定等委員会だより



より詳しい公益法人制度の内容や申請手続については「公益法人information」を御覧ください

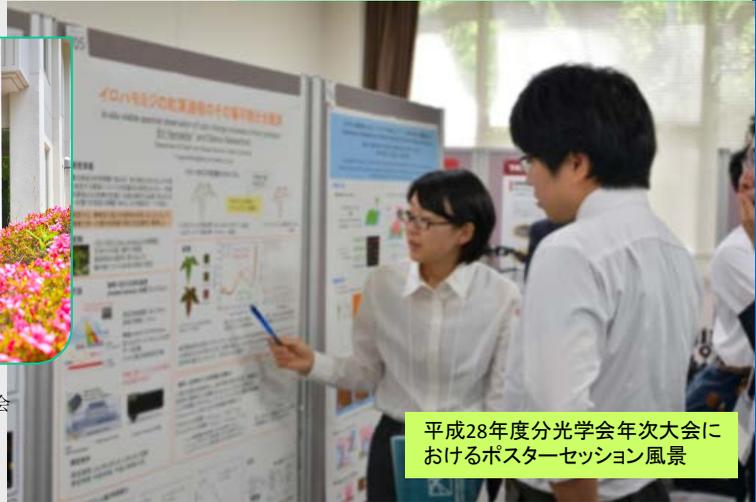
<https://www.koeki-info.go.jp/>



6回目となりました法人訪問では、公益財団法人微生物化学研究会への訪問の様子を紹介します。(関連記事2ページ)  
ホームページ「公益法人information」に公益法人の役員向けの携帯版リーフレットを掲載しましたのでお知らせします。(関連記事5ページ)



平成28年度  
分光学会年次大会



平成28年度分光学会年次大会に  
おけるポスターセッション風景

法人の活動紹介  
■公益社団法人日本分光学会

※詳しくはP. 3 を御覧ください。

## 目次

### 一般の皆様

- P.2 「法人との対話」法人訪問(第6回)  
公益財団法人 微生物化学研究会
- P.3 法人の活動紹介  
公益社団法人日本分光学会

### 法人の皆様

- P.4 平成28年度第1回テーマ別セミナー  
「税額控除証明申請に係る  
PST要件緩和」について
- P.5 公益法人の役員必携の  
携帯版リーフレットについて
- P.6 申請サポートに関する情報・  
その他お知らせ  
(公益認定申請サポート・法人運営  
相談やテーマ別セミナーの開催等の  
日程についてお知らせいたします。)

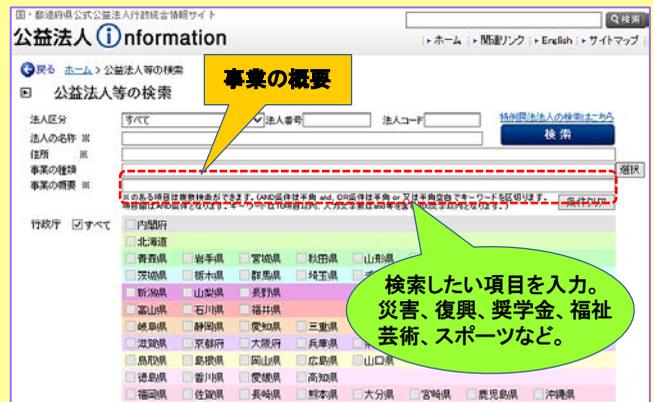


バックナンバーも是非ご覧ください。  
ホームページ「公益法人information」で  
「公益認定等委員会だより」をクリック。

ホームページで **公益法人の検索** ができます  
寄附先等の検索に御利用ください

～検索画面の出し方～

ホームページ「公益法人information」で「公益法人とは」  
をクリック後、「公益法人等の検索」をクリック



検索したい項目を入力。  
災害、復興、奨学金、福祉  
芸術、スポーツなど。

## 6月末現在の法人数等

		公益法人数		一般法人数 (注)
		税額控除法人数		
内閣府	社 団	795	117	850
	財 団	1,606	314	907
都道府県	社 団	3,356	106	4,873
	財 団	3,693	427	3,082
合 計		9,450	964	9,712

(注) 公益目的支出計画実施法人

(平成28年6月30日現在)

# 「法人との対話」法人訪問 (第6回)



## 公益財団法人 微生物化学研究会

故梅澤濱夫博士が発見した抗生物質カナマイシンの特許料を元に、昭和33年に財団法人として発足し、平成23年4月より公益財団法人として活動を開始。

法人公式HP : <http://www.bikaken.or.jp/>



平成28年6月10日(金)、内閣府公益認定等委員会の山下委員長、小森委員長代理、小林委員、西村委員及び恵委員が(公財)微生物化学研究会(以下、「研究会」といいます。)を訪問し、柴崎理事長、梅沢常務理事、高橋理事等の方々と法人の事業活動や法人運営などに関する意見交換を行いました。



微生物化学研究会  
柴崎理事長の御挨拶

柴崎理事長からは、研究会の活動について、これまでに14の化合物を発見し、これらが上市されたことにより、世界中の人々の健康増進に貢献してきたこと、大学と同等かそれ以上のレベルの研究を行う方針を掲げていること、現在は耐性菌に効果のある医薬品の研究に注力していること、約120名の組織で大学院生など学生を含めた人材育成も行っていることなどを御紹介いただきました。また、資本主義経済の中で民間企業が医薬品開発を行うことには、医薬品開発に掛かった費用を回収できずに耐性菌が出現する危険性があるため限界があること、近年日本の製薬会社の抗生物質・抗ウイルス剤開発からの撤退が進んでおり、研究会はこうした事態に危機感を覚えている方々から御期待をいただいていることなどもお話しいただきました。



公益認定等委員会  
山下委員長の挨拶



研究会の施設である微生物化学研究所の見学を行い、研究員の方々に研究内容や設備について、わかりやすく御説明いただきました。

意見交換では、耐性菌に効果のあるような医薬品の研究は、大変重要性が高いが公的な財源で賄うことは難しいため、今後多くの方々に問題意識を持っていただき寄附を募っていきたくと考えていること、最先端の研究の情報保全と人材育成については、限られた範囲で情報を共有し迅速に特許を取得することや、学生と正規の研究員の配置を工夫することにより、その両立を図っていることなどをお話しいただきました。

さらに、研究会の活動資金は金融資産の運用益で多くが賄われていることから、金融市場環境の変化に大きく影響される実態を御紹介いただきました。その上で、次世代へ研究環境を残していくために資金の積立額や特許料収入の扱い等に関する制度を柔軟に設定してほしいなどの御意見を伺いました。

研究会の皆様方からは、お一人おひとりが熱意を持って民間企業では資本投資を行いにくい分野の研究や人材育成に長年取り組まれている御様子が感じられ、委員会の委員が勇気づけられる訪問となりました。



意見交換の様子

●意見交換の詳細は「公益法人information」に掲載しておりますので、どうぞ御覧ください。

掲載URL : <https://www.koeki-info.go.jp/commission/houmon.html>



次回訪問は秋頃です。決まり次第「公益法人information」等でお知らせします。



### 事業概要

日本分光学会は、分光光学に関する研究の情報発信、提携及び促進を図ることによって学術文化の発展に寄与することを目的として1951年に分光科学研究所として発足し、1962年12月、(社)日本分光学会として設立され、2013年4月1日付で公益財団法人に移行しました。本会は上記の目的を達成するために、分光光学に関する学会・研究会・講演会・講習会等の開催、学術誌及び出版物の刊行、分光光学を通じた国内外の理工系学会や研究団体との交流、分光光学を活用した研究の奨励等を行っています。

分光光学が対象とする分野は、基本的な物理学・化学・生物学から、工業・医療・環境・宇宙にまで至ります。本会には、このような幅広い分野をバックグラウンドに持つ研究者たちが、分光光学をキーワードとして集まっています。このことは、本会を通じて最先端の研究・開発活動を行う研究者たちが分野横断的に結び付き、新しい研究・開発領域を生み出せる可能性を示しています。

本会の会員はみな“分光大好き人間”として、友好的でかつ熱気に満ちた活動を行っています。

### 主な活動内容

#### ■ 年次講演会・夏期セミナー

年次講演会は日本分光学会が開催する最大の行事です。分光手法およびその応用に関する最新の研究成果を発表し、討論する場となっています。2007年からは国際シンポジウムセッションを設け、分光光学を通じて世界の研究者と活発に交流しています。

夏期セミナーは、科学技術分野の研究者や企業専門職の方を対象に、分光分析の基礎となる原理や最新の分光技術の応用を理解していただくことを目的とする講習会です。講師陣に気軽に質問できる雰囲気好評です。



国際シンポジウムにおける討論風景

#### ■ 専門部会でのポスター討論



#### ■ 専門部会・地方支部

共通の分光技術あるいは測定対象を持つ仲間が集まって交流する場が専門部会です。9つの専門部会(NMR分光部会・テラヘルツ分光部会・高分解能分子分光部会・遠紫外分光部会・生細胞分光部会・赤外ラマン分光部会・先端レーザー分光部会・近赤外分光部会・スペクトル解析部会)があり、シンポジウム、研究会、講習会などの活動を活発に行っています。また、分光光学の全国的な普及を図るため、北海道、東北、中部、関西、中国四国、九州に地方支部が置かれ、それぞれシンポジウムや講演会などの活動を行っています。

#### ■ 会誌・刊行物 会誌「分光研究」

分光光学を専門的に扱う我が国唯一の学術雑誌として、1951年の創刊以来、数多くの重要な論文・解説記事・諸報告等を掲載しています。公共会員手続きにより全国の図書室に配架されます、分光光学に携わるすべての研究者・学生達にとっての貴重な財産となっています。



会誌「分光研究」

#### ■ 入門書「分光測定入門シリーズ」

これから分光光学を学ぼうとする初学者や分光計測を利用する研究者・技術者に、分光光学の基礎知識を分かりやすく説明することを目的とした入門書です。



入門書  
「分光測定入門シリーズ」

#### ■ 新しい「分光法シリーズ」

これまでの研究を通して発展、確立した分光光学の概念・手法について、現代に見合った新しいコンセプトを盛り込んだ分光光学の専門書です。20年経っても読み続けられる分光光学のバイブルを、日本分光学会が責任を持って社会に提供することを目指しています。

## 平成28年度 第1回テーマ別セミナー

### 「公益法人の会計に関する諸課題の検討結果について」

### 「税額控除証明申請に係るPST要件の緩和」を開催しました

《平成28年5月30日(月)》



今年度初回として、①「平成27年度 公益法人の会計に関する諸課題の検討結果について」及び②「税額控除証明申請に係るPST要件の緩和」をテーマに開催し、約60法人の皆様にご参加いただきました。

①については、「公益認定等委員会だより」第54号（平成28年6月3日発行）に同内容を掲載しましたので、②について御紹介します。

#### 「税額控除証明申請に係るPST要件の緩和」

公益法人のうち、市民との関わり合いが強く、かつ、運営の透明性が確保されている法人は、税額控除対象法人となることが出来ます。税額控除対象法人となるための要件として、従来、実績判定期間において以下の要件(PST(パブリック・サポート・テスト)要件)のいずれかを満たす必要がありました。

##### 要件1(絶対値要件)

3,000円以上の寄附金支出者が、平均して年に100人以上いる。

##### 要件2(相対値要件)

経常収入金額に占める寄附金等収入の割合が1/5以上である。

このうち、絶対値要件について、平成28年度税制改正により、公益活動を促進する観点から、法人の事務負担能力に配慮し、事業規模が小さい公益法人についても税額控除制度の対象となることができるように、公益目的事業の規模に応じて緩和しました。

セミナー当日は、改正内容を反映した申請の手引き等を使って、改正内容とともに、実際の申請に必要な手順を説明しました。

税額控除制度は、所得控除制度に比べ、特に低所得者への減税効果が高いことが特徴です。寄附集めがより円滑に進むよう、今回のPST要件の緩和を活用してみてください。

#### 改正後の絶対値要件

実績判定期間において、3,000円以上の寄附金を支出した者が、平均して年に100人以上いること。ただし、実績判定期間内に、公益目的事業費用の額の合計額が1億円未満の事業年度がある場合、当該事業年度の判定基準寄附者数は(ア)のとおり計算し、かつ(イ)の要件を満たすこと。

$$(ア) \text{判定基準寄附者数} = \frac{\text{実際の寄附者数} \times 1 \text{億}}{\text{公益目的事業費用の額の合計額}(1,000 \text{万円未満の場合には} 1,000 \text{万円})}$$

(イ) 寄附金額が年平均30万円以上

※ 従来の絶対値要件を満たす法人は、緩和要件を使用する必要はありませんので、従来の必要書類を用意の上、申請してください。

なお、平成28年中に税額控除対象法人となった法人のうち、緩和要件を満たしている法人に対する寄附金については、法令の経過措置により、平成28年1月1日以降に支出された寄附金が税額控除の対象となります。

したがって、公益目的事業費用が1億円未満の事業年度がある場合、当該年度において従来の要件を満たすこととなる場合においても、証明を受けた日前に支出された寄附金について、寄附者に税額控除の適用を求めているためには、緩和要件による証明書の交付申請を行ってください。

# 公益法人の役員必携「携帯版リーフレット」について (理事会・理事編)

公益社団・財団の皆様向けに、最低限ご理解頂く必要のある法定事項を携帯版リーフレットにまとめました。その内容を一部紹介します。

## 【理事の心得】

### 地位に伴う職責を果たす

→ 公益社団・財団法人の理事は、理事会(株式会社における取締役会に相当)を構成する役員であり、その地位に伴う職責を果たさなくてはなりません。

### 全ての理事に義務と責任

→ 全ての理事は、常勤・非常勤、報酬の有無に関わらず、理事としての義務と責任を負っています。

### 国民からの信頼を裏切らない

→ 公益法人は、法律に基づき認定され、税制優遇を受けて活動する法人です。その理事は、国民からの信頼を裏切らないよう常に自覚を持って職務を遂行することが必要です。

## 【理事の義務・責任 (1) (2)】

### ①善管注意義務

理事は、法人と委任関係にあることから、「善良な管理者の注意」をもって自らの職務を行う義務を負います。

### ②忠実義務

理事は、法令、定款、社員総会の決議を遵守し、法人のため忠実に職務を行う義務を負います。

### ③競業・利益相反取引の承認と報告

自己又は第三者のために法人と取引するなどの場合は、理事会の承認と取引後の報告が必要です。

### ④社員総会又は評議員会における説明義務

社員総会で社員又は評議員から特定の事項について説明を求められたときは、その事項について必要な説明をしなければなりません。

### ⑤監事に対する報告義務

法人に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、直ちに、その事実を監事に報告しなければなりません。

## 【理事の義務・責任 (3)】

○具体的な事例としては、法人の経理を特定の職員に任せきりにしていたため、その職員が法人の預金を繰り返し横領していたことに長年気付かなかったといった場合、理事は、財産管理のために必要な善管注意義務を怠ったとして、責任を追及される可能性があります。

○また、以下のようなことも、善管注意義務に反するおそれがありますので、行わないようにしてください。

- ・理事会に本人が出席しないで、代理人を出席させる。
- ・委任状を用いた理事会運営を行う。
- ・理事会や社員総会又は評議員会の決議案や議事録を作成する際に全く閲覧しないなど、理事会等の運営に適切に関与しない。
- ・業務の実施や通帳の管理等を特定の理事・職員又は外部の業者等に任せきりにする。
- ・職員等に理事個人の印鑑を預けて、事務的な手続を任せきりにする。

携帯版リーフレットのアドレスはこちらです。  
<https://www.koeki-info.go.jp/administration/index.html>

▶公益法人の各機関の役割と責任<携帯版>  
<携帯版>の折り方・使い方(PDF/959KB:新しいウィンドウが開きます)  
公益社団法人の理事必携(PDF/448KB:新しいウィンドウが開きます)  
公益財団法人の理事必携(PDF/470KB:新しいウィンドウが開きます)  
理事・理事会の権限や役割について重要な点をまとめた携帯版リーフレットです。

社団法人  
財団法人  
リーフレット

公益社団の監事編、公益財団の監事編・評議員編は準備が整いしたい掲載予定。

## 【理事会・理事の権限 (1)】

- 理事会とは、法人の業務執行についての意思決定を行う機関であり、全ての理事は、その構成員として議決権を行使します。
- 理事会の権限としては、主に以下のようなものがあります。

- ①法人の業務執行の決定
- ②理事の職務執行の監督
- ③代表理事及び業務執行理事の選定及び解職
- ④社員総会又は評議員会の招集の決定
- ⑤競業・利益相反取引の承認
- ⑥計算書類・事業報告の承認

○代表理事及び業務執行理事は、以下の権限を有します。

- ①代表理事  
代表権及び業務執行権
- ②業務執行理事  
業務執行権

※「法人法」→「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」(平成18年法律第48号)

## 【理事会・理事の権限 (2)】

- 以下の事項は理事会決定事項であり、その決定を理事に委任することはできません。

- ・重要な使用人の選任及び解任
- ・多額の借財
- ・重要な使用人の選任及び解任
- ・従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止
- ・法人の業務の適正を確保するために必要な体制の整備
- ・定款の定めに基づく役員等の責任の免除

○代表理事及び業務執行理事は、業務執行権に関し以下の義務があります。

- ・3か月に1回以上又は毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上(その旨定款で定めた場合)、自己の職務の執行状況を理事会に報告

○なお、代表理事及び業務執行理事以外の理事には、代表権及び業務執行権はありません。



# 公益認定申請サポート・法人運営相談について

公益認定の申請や公益法人の運営を支援するため、内閣府では、各種のサポートを無料で提供しています。公益認定を予定されている法人、法人運営（事業報告書の書き方、理事会・評議員会の運営、変更認定申請等）について相談がある法人の皆様は、サポートを御活用ください。予約方法など詳細は、「公益法人information」を御覧ください。

## ■公益認定申請の内閣府相談窓口

### 窓口相談 《要事前申込》

1回45分の窓口相談を実施しています。窓口相談の予約は、毎月末から翌月上旬にかけて、「公益法人information」で募集しています。

電話 03-5403-9558  
FAX 03-5403-0231  
メール sodan-juri@cao.go.jp

### 電話相談

専門相談員による電話相談を実施しています。

電話 03-5403-9669  
時間 平日10時～16時45分



## ■法人運営・公益認定申請について、弁護士・会計士等に相談したい法人

### ●民間の専門家を活用した相談会 《現在検討中》

内閣府が委嘱する相談員（弁護士、公認会計士等）による相談会を全国で開催しています（1法人につき1時間程度）。平成28年度の開催について詳細が決まりましたら、随時「公益法人information」に掲載します。

（※詳細は「公益法人information」を御覧ください。）

## ■その他のサポート

### ●業態別説明会への講師派遣 《要事前申込》

業態別の研修会等に当事務局職員を講師派遣し、業態別の個別事情に合わせて説明します。

電話 03-5403-9586  
FAX 03-5403-0231

※派遣に係る旅費等の必要経費については、主催者において負担をお願いします。  
※謝金は不要です。

## テーマ別セミナーの開催

### 要事前申込

公益法人の皆様を対象に、テーマごとに解説します。

### 「公益法人の会計基準に関する実務指針」

日本公認会計士協会公表の実務指針等について、解説します。（注）7月7日のセミナーと同内容です。

日時 8月31日(水)9:30～11:30

会場 日本消防会館 かみくら

説明者 公認会計士 上倉 要介氏

（公益認定等委員会公益法人の会計に関する研究会参与・日本公認会計士協会非営利法人委員会前委員長）

●詳細が決まりましたら「公益法人information」に掲載します。 <https://www.koeki-info.go.jp/>

問合せ先

電話 03-5403-9586

メール koueki-seminar@cao.go.jp

### お知らせ 6月からメールマガジンの配信を始めました。

内閣府では、Facebook、Twitter、メールマガジンを通じた情報発信を行っています。「公益法人information」トップページに掲載されている画像をクリックして御覧ください。



内閣府公益法人 Facebook



内閣府公益法人 Twitter



内閣府公益法人 メールマガジン

New!

### 募集

### ホームページ及び委員会だよりで活動紹介を希望する法人を募集！

公益認定等委員会の広報誌（月1回発行）及び「公益法人information」サイトで、法人の活動紹介を行っています。多くの方に活動を知ってもらう機会になりますので、奮って御応募ください！

現在多数の法人活動を紹介しており、随時更新しています。詳しい応募方法や記事のフォーマット等の情報は、下記を御覧ください。

ここをクリック

●「公益法人information」トップページ【公益法人とは】から、公益法人の活動紹介を御覧ください。

検索したい分野をクリック

### ■問い合わせ先

内閣府公益認定等委員会事務局広報係

電話：03-5403-9524

e-mail：koueki-info@cao.go.jp

